

第 8 1 号議案

加東市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

加東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市営住宅条例の一部を改正する条例

加東市営住宅条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 3 5 条及び第 3 6 条中「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 1 号議案 要旨

加東市営住宅条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 9 年法律第 2 5 号）の施行により、公営住宅法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 4 0 号）及び公営住宅法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 1 9 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 公営住宅法施行規則の改正による条ずれを改めること。（第 1 3 条及び第 1 4 条関係）
- (2) 公営住宅法施行令の改正による条ずれを改めること。（第 3 5 条及び第 3 6 条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第35条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第15条第1項、第27条第1項又は第29条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第35条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第15条第1項、第27条第1項又は第29条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃</p>

の特例)

第36条 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

の特例)

第36条 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。